

パブリック・コメント手続（意見募集）

介護医療院の人員等に関する基準を定める
条例骨子案について

意見募集期間

平成 30 年（2018 年）

5 月 15 日（火）～ 6 月 6 日（水）

お問い合わせ先：福祉部指導監査課

電話 046-822-8443（直通）

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめるため、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続にあたって

介護医療院の基準について、国の省令（以下「基準省令」といいます。）が、平成30年1月18日に公布されました。

このパブリック・コメント手続は、本市としての基準を定めるために、新たに制定する条例の骨子案についてのご意見の募集を行うものです。

《制定する条例》

（仮称）介護医療院の人員等に関する基準を定める条例

【目 次】

◆ 介護医療院の人員等に関する基準を定める条例骨子案について	2～3
◆ 意見の提出方法	4

◆介護医療院の人員等に関する基準を定める条例骨子案について

1 制定された基準省令

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
(平成30年厚生労働省令第5号)

2 基準省令の概要

※ 介護医療院とは

長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供するものです。また、介護医療院の目的を達成するために必要な設置及び管理運営が行われるために必要な基準を定めたものが「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」です。

介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（Ⅰ型）と、介護老人保健施設相当のサービス（Ⅱ型）の2つのサービスが提供されることとされています。

①サービス提供単位

療養棟単位で提供できることとします。ただし、規模が小さい場合については、療養室単位でのサービス提供を可能とします。

②人員配置

医師、薬剤師、看護職員、介護職員、リハビリテーション専門職、栄養士、放射線技師、その他の従業者を配置することとします。

③設備

療養室については、定員4名以下、1人あたり床面積を8.0 m²/人以上とし、診察室、処置室、機能訓練室、臨床検査設備、エックス線装置等を設置することとします。

④運営基準

介護療養型医療施設の基準と同様とします。

⑤医療機関と併設する場合については、宿直の医師を兼任できるようにする等の人員基準の緩和や設備の共用を可能とします。

⑥ユニット型を設定することとします。

3 条例制定について

制定する条例は、基本的には基準省令のとおりとし、本市独自基準は以下のとおりとします。

- ①介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の基準を定める条例（以下「施設基準条例」といいます。）では、ユニット型以外の施設の廊下幅の基準を、ユニット型の廊下幅の基準まで緩和していますが、サービスの提供に問題は生じていません。このことから、介護医療院の廊下の一部の幅を拡張することにより、円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、廊下幅をユニット型介護医療院で認められている1.5メートル以上(中廊下にあっては、1.8メートル以上)とすることができることとします。（ユニット型介護医療院及び基準省令附則で経過措置を規定している病院、診療所、介護療養型老人保健施設からの転換を除きます。）
- ②高齢者に対する口腔ケアの必要性が重視されてきていることを踏まえ、入院患者に対するサービスの提供の質を向上させる観点から、他の施設基準条例と同じく、協力歯科医療機関を定めることとします。
- ③事業者が利用申込者から重要事項の内容及び手続に関する同意を得たことを客観的に示すため、他の施設基準条例と同じく、原則として書面で同意を得ることとします。
- ④利用者に対するサービス提供の質の向上と給付の過払いについての対応を適切に図る観点から、介護保険給付の請求に関する記録及びサービスの提供に関する諸記録の保存期間については、他の施設基準条例と同じく、完結の日から5年間とします。

4 施行日

平成30年10月1日（予定）

意見の提出方法

1 提出期間 平成30年(2018年)5月15日(火)から6月6日(水)まで

2 あて先 福祉部指導監査課

3 提出方法

○書式は特に定めておりません。

○住所及び氏名を明記してください。なお、市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。

(1) (市内在勤の場合) 勤務先名・所在地

(2) (市内在学の場合) 学校名・所在地

(3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項

(4) (本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する事項

○次のいずれかの方法により提出してください。

(1) 直接持ち込み

- ・福祉部指導監査課(横須賀市役所分館1階2番窓口)
- ・市政情報コーナー(横須賀市役所2号館1階34番窓口)
- ・各行政センター

(2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町11番地
横須賀市福祉部指導監査課

(3) ファクシミリ

046-827-0566

(4) 電子メール

in-hw@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。

いただいたご意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後すみやかに公表いたします。